

令和4年度

高甫小学校 いじめ防止基本方針

< 目 次 >

いじめ問題についての学校の取り組みの徹底について 1
Ⅰ いじめの認知について 1
Ⅱ いじめの未然防止 3
1 いじめを許さない学校づくりに向けて	
2 いじめ未然防止の取組	
3 いじめの早期発見・早期対応	
4 いじめ防止委員会の組織	
Ⅲ いじめの早期発見（チェックポイント） 4
Ⅳ 校内の指導体制 5
Ⅴ いじめの対応 6～7
1 悲しい思いをしている子には	
2 友達に悲しい思いをさせてしまった子には	
3 悲しい思いをしている子の保護者には	
4 友達に悲しい思いをさせてしまった子の保護者には	
5 学級には	
6 関係機関との連携	

須坂市立高甫小学校

いじめの問題についての学校の取組の徹底について

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- 学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。
- ひとりひとりの子どもの気持ちにより添い、問題の根本から解決ができるよう、迅速で丁寧な指導を校内のチームで行う。

I いじめの認知について

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

【改訂のポイント】

(1) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」改定内容（平成29年3月）の反映

- ◆ いじめの定義解釈の一部変更

改訂前 (p3)	⇒	改訂後 (p3~4)、いじめの定義
けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。		けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ◆ いじめの解消について2つの要件を明示

改訂前	⇒	改訂後 (p18)、学校が実施すべき施策
(記載なし)		いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 (ア) いじめに係る行為が止んでいること ・ その期間は、少なくとも3か月を目安。 ・ いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。 (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・ 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

(2) いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

①いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

②いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえば、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II いじめの未然防止

1 いじめを許さない学校づくりに向けて

- (1) いじめている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- (2) 児童生徒一人一人を大切にせる教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

2 いじめ未然防止の取組

- (1) 日々の生活・授業に関して
 - 職員から児童への明るい挨拶と声がけ
 - 児童が、安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくり
 - ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学力の定着
 - ・規律ある学習環境づくりと授業のユニバーサルデザイン環境化
 - ・体験活動の充実と地域連携
- (2) いじめを許さない学級経営
 - 一人ひとりを大事にした学級経営
 - Q U調査、アンケート等から困り感のある児童への継続的支援
 - 人権教育の充実
- (3) いじめ防止のための主体的活動
 - あゆかわグループを基盤とした異学年交流で温かい人間関係を構築する
 - 縦割り清掃、読み聞かせ、児童集会やゲーム等、児童の主体的活動
- (4) 人権教育・平和教育の充実
 - 春・秋の人権教育旬間の充実
 - 被爆2世柿を中核とした平和教育の充実
- (5) アンケート実施と教育相談実施
 - 定期的ないじめアンケート実施による実態の把握
 - いじめアンケート等をもとにした教育相談実施の実施。
 - ・児童一人ひとりとの個別面談を実施し児童と直接話す機会を設ける。（年2回）
- (6) 相談窓口の設置と保護者への周知
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、相談窓口（保健室）の児童・保護者への周知
 - 全職員が相談対応に応じる姿勢
- (7) ネット上のいじめ未然防止、保護者への啓発
 - 情報モラル教育の充実
 - ・外部講師による情報モラル教育の実施
 - 保護者への啓発

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備

すること。

気になる案件→教頭・生徒指導主事→いじめ防止委員会→全職員周知

- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

いじめ防止委員会を中核としたチームによる対応と連携の充実

- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。

報告・連絡・相談・対応の徹底 と 情報の共有

- (4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処すること。

丁寧な対応と関係機関との連携による対応

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

情報公開と保護者・地域住民の理解と協力

4 いじめ防止対策委員会の組織

(1) 組織

生徒指導主事, 学校長, 教頭, 教務主任, 該当学年担任

(2) 役割と運営

・未然防止の取組 ・情報の収集 ・具体指導の方向決定 ・記録管理 ・関係機関への報告相談

III いじめの早期発見(チェックポイント)

- 遅刻、欠席が増える。
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむき加減。
- 出席確認の際、声が小さい。
- 頭痛・腹痛などの頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。
- 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされたりする。
- 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに「へー」などと野次が飛び、その意見がなぜか支持されない。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周囲をウロウロしたりする。
- その子を褒めると、クラスの子もたちがあざけたりしらけたりする。
- あとで「何さ、あんなやつ褒めて」とけちがつく。
- 「誰かやってくれないか」というと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループからはずれて一人ぼつんとし、沈みがちになる。
- 「ばいきん」「〇〇菌」などと、人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。
- 急いで一人で帰宅する。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。
- 教材費、写真代などの提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

IV 校内の指導体制

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇ 話を聞いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに校長・教頭に相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇ いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◇ 子供同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◇ 学年での調査等を企画し、定期的に児童生徒の状況把握に努める。 ◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
専科	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見交換し、積極的に支援・協力する。
生徒指導／教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持つ。 ◇ 学級担任を精神的に支える。（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。） ◇ 家庭と同じ土俵に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す。） ◇ 学校全体を巻き込む。（相談してよかったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。） ◇ いじめを学級や学年・部活等だけの問題にしない。 ◇ 学年会、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇ 警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇ 保健室に駆け込んで来るいじめられた子供たちには、子供の心の流れに沿った柔軟な考えや構えをもって接する。 ◇ 訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎないときもある。問題の本質を正確にとらえることが肝心。 ◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「いじめ」は人権に関わる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を上げての協力体制の確立に努める。 ◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇ 児童生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために、全教職員による研修を実施する。 ◇ 全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消・根絶を図る。

V いじめの対応

1 悲しい思いをしている子には

教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は、まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴してあげることである。

- ①受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。 → 傾聴の姿勢
- ②安心：具体的支援内容を示す。 → 教師は絶対的な味方
- ③自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④回復：人間関係の確立をめざす。 → 交友関係の醸成
- ⑤成長：自己理解を深め、改善点を克服する。 → 自立の支援

※心理的ケアを十分に行うこと

2 友達に悲しい思いをさせてしまっている子には

その場の指導に終わることなく、思いやりのない自己中心的な言動がなくなるまで、注意深く継続して丁寧に指導していく必要がある。この立場の子の気持ちにも寄り添えるように。

- ①確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ②傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。 → 受容的態度
- ③内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
→ いじめは絶対にいけないことの指導。
→ いじめている子もつらい立場かもしれない。
- ④処遇：課題解決のための援助を行う。
→ いじめのエネルギーを良き方向に向かわせる。
- ⑤回復：役割体験等を通じて所属感を高める。 → 成長への信頼

3 悲しい思いをしている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。 → 不用意な発言をしない
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
 - ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・『被害者保護優先』を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。
※ 被害者の保護者に、具体的な取り組みをきちんと伝えて理解を得る。

4 悲しい思いをさせてしまっている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実をきちんと伝える。 ② 保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）
- ③ 具体的な助言を与え、子供の立ち直りを目指して協力してもらう その子の思いを考える

5 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的な事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
 - ② いじめられた子供に共感させ、いじめた子供も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
 - ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の目を育てる。
 - ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
 - ⑤ 意図的・継続的に学級にはたらきかけ、確実に指導していく。
- <学級での話し合いの進め方>
- ア 事実と問題の明確化……いじめは許されない行為である
 - イ 冷静な解決策の模索……生活の振り返り、自己内省による知的変革
 - ウ 行動指針の発見……内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）、人権意識の育成、信頼感の確立
 - エ 連帯感の育成、人間関係づくり……自己存在感

6 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 校内いじめ防止対策委員会を中心に、市教育委員会の指導のもと、いじめ問題学校支援委員会等と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。